人事異動

内閣府

（経済社会総合研究所情報研究交流部長併任消費者委員会事務局長）内閣府事務官　原　早苗
任期の満了により平成二十五年八月三十一日限り退職した（八月三十一日）

（経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　小田　克起
消費者委員会事務局長に併任する

（企画官（政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）付））同　日下部英紀
参事官（市民活動促進担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付）に昇任させる

（参事官（政策統括官（経済社会システム担当）付））同　神田　玲子
辞職を承認する（以上九月一日）

（沖縄総合事務局農林水産部長）内閣府事務官　馬場　一洋
農林水産省に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　荒木潤一郎
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
辞職を承認する（以上九月三十日）

（公害等調整委員会事務局審査官）総務事務官　山谷　英之
内閣府事務官（北方対策本部参事官）に転任させる

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　幸田　淳
内閣府事務官（沖縄総合事務局農林水産部長）に転任させる

内閣府事務官（大臣官房）に採用する　佐々木奈佳
総務省に出向させる

（北方対策本部参事官）内閣府事務官　吉住　啓作
内閣官房に出向させる（以上十月一日）

最高裁判所

高等裁判所長官　松本　芳希
高松高等裁判所長官に補する

大阪高等裁判所判事　川合　昌幸
大阪家庭裁判所判事に補する

大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所長を命ずる

長崎地方裁判所判事　横田　信之
大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事　江口とし子
長崎地方裁判所判事に補する

長崎地方裁判所長を命ずる

簡易裁判所判事　江口とし子
長崎簡易裁判所判事に補する

長崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十二月四日）

横浜地方裁判所判事　朝山　芳史
高知地方裁判所判事に補する

高知地方裁判所長を命ずる

高知家庭裁判所判事に補する

高知簡易裁判所判事　朝山　芳史
高知簡易裁判所判事に補する

高知簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　松原　経正
東京地方裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局総務局付を命ずる

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　根本　宜之
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる（以上十二月五日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事中村隆次は十二月四日限り本官たる判事お定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十一日ブルキナファソ国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、定年延長等の要求に関して、平成25年12月14日午前０時以降、同組合の組合員が従事する長崎自動車株式会社の全職場（愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 12 月 12 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、新潟労働局の関係労働者を代表する者渡邊貴裕の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 25 年 12 月 12 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、新潟労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年12月26日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　新潟労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、奈良労働局の関係労働者を代表する者宮本精二の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 25 年 12 月 12 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、奈良労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成25年12月24日

4　推薦書及び添付書類提出先　奈良労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印